フランス第三共和政初期の師範学校改革

―「共和国の黒衣の軽騎兵」養成機関廃止論争をめぐって―

上　垣　　豊

▶キーワード

師範学校、フランス第三共和政、統一学校、
一般教養、ペダゴジー、団体精神

▼要　約

20世紀初頭のフランスで、師範学校廃止の是非を巡って論争が行われた。廃止論は、民主的な単線型教育体制をめざす議論と一体となっていたが、同時に、初等教育に対する中等、高等教育のヘゲモニーを確保し、国民統合の強化によって階級対立を抑え込もうとする意図があった。だが、それは教養の水準の向上などによって自信を深め、共同生活を通じて団体精神を強め、さらに階級意識を持つにいたった初等師範学校出身者を先頭にした初等教員から激しい反発を招くことになる。

A　教員になる者ばかりを集めて置くというと、視野が非常に狭くなる。[中略] 従来の師範学校又は教員養成機関という風な所で養成される人々は教員というものにのみ釘づけされる。[中略] そうすると簡単に申しますと、[中略] 面従腹背の人間がえて出て来易い。[中略] 教員のみを養成する学校ばかりを作るよりも、教員も出来るし、外の大工も出来るし、左官も出来るというような、そういう学校の一部分の学生としてそういう者を養成して行くことが、一番国家的に望ましい。

B　将来の初等教員を出身階層も志望も多様な若者と接触させることによって、時に彼らの特徴となっているあの名状しがたい、あまりにも偏狭であまりにも教師くさい（pédagogique）ものが取り除かれるだろう。師範学校生徒はあまりに特殊で閉鎖的な環境の中で、彼らだけで生活している。リセで生活すれば、この世俗の神学校（séminaire laïque）よりも、知性は広がり、柔軟になるであろう。

Aの文章は日本の戦後教育改革を議論した重要な会議、教育刷新会議の第17回総会（昭和21年12月27日）での戸田貞三の発言からの引用[1]であり、Bは20世紀初頭のフランスの新聞に掲載されたアルベール＝プチの論説からの引用である[2]。

中等教育と高等教育の教員養成はエリート教育である中等教育機関あるいは大学で行われたのに対して、民衆むけの教員である初等教育の教員養成は師範学校で行われた。したがって、二系統の教育体系を統一し、単線型の教育制度を実現するには、師範学校を廃止して教員養成機関も同じにする必要があった。日本では師範学校廃止論は戦前から存在し、ここで紹介したAの引用文とほぼ同じような師範学校批判が繰り広げられ、旧制高校などでの養成が主張されていた。

フランスでは、複線型から単線型への移行はヴィシー政権期あるいは第二次大戦直後から少しずつ始まり、1970年代に完了することになる。ただし、単線型教育制度を求める議論や運動（「統一学校（école unique）」あるいは「統合教育（éducation intégrale）」の運動とも呼ばれる）は、19世紀末以降すでに現れている。平野千果子氏によって指摘されているように、統一学校の運動とは次元が異なる政治的理由、すなわち「ライシテの共和国」を否定する論理によって師範学校はヴィシー期に一旦廃止された[3]。ところが、師範学校は第二次大戦後に復活し、最終的に廃止され、これに代わって大学院での初等教員養成が始まるのは、ようやく1990-91年度の改革後のことになる。

右派、カトリックから攻撃を受けてきた師範学校を廃止するのは、「ライシテの共和国」を防衛するうえで得策ではなかったとされている。だが、20世紀初頭に急進共和派から出てくる「統一学校」実現と一体となった師範学校廃止論には、右派、カトリックによる批判と共通する部分があり、単純ではない。もっと丁寧に分析し直す必要があるだろう。

そこで本稿では20世紀初頭に現れた師範学校廃止論とそれが出てきた背景として19世紀末以降の師範学校改革を考察することにしたい。対象とする時期は各県に女子師範学校の設置を義務付けた1879年の通称ポール・ベール（Paul Bert）法前後法以降から1905年の師範学校改革前後までとし、必要な範囲でポール・ベール法以前の教員養成について言及することにする。本稿で明らかにするように、20世紀初頭の師範学校廃止論と「統一学校」を目指す議論は、初等教育に対する中等、高等教育のヘゲモニーを確保し、国民統合の強化によって階級対立を抑え込もうとする意図があった。だが、それは教養の水準の向上などによって自信を深め、共同生活を通じて団体精神を強め、さらに階級意識を持つにいたった初等師範学校出身者を先頭にした初等教員から激しい反発を招くことになる。

なお、教員養成の研究では、近年、サラ・A・カーティスとレベッカ・ロジャーズが修道会系の教員養成機関を取り上げ、ライシテ（非宗教性）を評価する通説的理解とは異なる見方を提示しようとしている[4]。日本では、谷川稔氏が今では古典的となった論文[5]の中で師範学校について言及している程度であったが、最近になって、前田更子氏がカーティス、ロジャーズなどの研究を踏まえて第一次史料を用いて、修道会系の教員養成機関、特に師範講座（cours normaux）再評価を行い、注目される[6]。ただし、ロジャーズの論文は職業的能力の評価を意識的に避けており、その職業的能力に限定すれば、カーティスは師範学校出身教師の優位性を否定しているわけではない[7]。したがって、本稿では、ライシテの問題を捨象して、職業的能力に限定して論じることにしたい。主に依拠するのはモーリス・ゴンタールなど教員養成を扱

った先行研究であり、第一次史料としては、第三共和政期の議会史料、ジュール・フェリーの議会などの演説集、『教育学雑誌（*Revue pédagogique*[8]）』、『初等教育総便覧。初等教員の週刊紙（*Manuel Général de l'Instruction primaire. Journal hébdomadaire des instituteurs et des institutrices*）［以下、『総便覧』と略す[9]］などの刊行物である。

第１章　ポール・ベール法以前の教員養成

（１）初等教員の知識と教養をめぐって

ジャック・オズフとモナ・オズフによれば、第三共和政期では師範学校出身教師とそうでない教師の間には深い溝があり、後者にとって前者は「爵位をもつカースト」のような存在であり、高等師範学校ユルム（Ulm）校のものと同じように、金色の棕櫚の葉をかたどった紋章の入った梳毛の黒のフロックコートを身につけた共和国の「黒衣の軽騎兵（hussards noirs[10]）」の特権に疑義をさしはさむことはなかったという[11]。

だが、行政が19世紀の初頭から師範学校の有効性を認め、設置に熱心であったわけではない。教員養成のための特別の学校である師範学校は、1811年に、ドイツの例に倣って、ストラスブールに設立された県立男子師範学校が最初であるが、ユニヴェルシテ[12]と行政が師範学校増設に力を入れるようになるのは七月革命前後、とくに当時の公教育大臣の名前を関してギゾー（Guizot）法と呼ばれる1833年６月28日法以降のことである[13]。ギゾー法では、各県が単独で、あるいは隣県と共同で男子師範学校を設置し、学校の維持費用は県会が負担すると定められた。ユニヴェルシテや行政の側が公立師範学校設置を推進した大きな理由の一つは教育の質の高さであった。もう一つの理由は、ギゾーなどの議論に見られるように、国家による規制、監督が行き届くことにあった[14]。

大雑把にいえば、初等学校で教えられる知識の豊富化、高度化と連動して、19世紀のうちに、教員に求められる一般教養、教職教養のレベルも豊富化、高度化していく傾向にあり、その先頭にたったのが師範学校であった。だが、教育水準の高度化には早くから強い懸念や批判が存在した。ニックによれば1838年以降、「生半可通（demi-science）」にすると野心家が社会主義思想に敏感に反応するようにするのではないかと心配され、民衆階級にもはや属していないという感情を持たないように、師範学校生徒に与えられた教育は必要最小限度におさえられるようになったという[15]。

第二共和政の政治反動の時期には、反動的な教育立法として知られるファルー（Falloux）法を審議する院外委員会の場で「秩序党」と呼ばれた議会多数派の指導者チエール（Adolphe Thiers）が師範学校廃止を求めている。チエールによれば、生徒に「良い教育」を与えたために、師範学校は「共産主義の巣窟」になっていたのである[16]。だが、存廃を各県の判断にゆだねたファルー法が成立した（1850年）後も師範学校は行政の支援を受けて生き延びることができた。行政が支持したのは、教員養成の実際上の必要性もあったが、国家のコントロールが効きやすかったからでもあった。それまでも規律は厳しかったが、1851年３月24日に師範学校の新しい規程では、競争試験は廃止され、受験者の品行に力点をおいた審査（enquête）に置き換えられ、第４章１節で見るように、修道院的な性格が強化された。さらに1851年７月31日の省

令によって師範学校の必修科目が大きく削減されている[17]。

師範学校を発展させようとする動きが再び現れるのは1854年のことであり、1863年にヴィクトル・デュリュイ（Victor Duruy）が公教育大臣になってから、師範学校のカリキュラムは豊富化していった。師範学校の新しい公式プログラムにはペダゴジー、幾何の初歩、物理・化学・自然史の基礎知識、歴史と地理の初歩、とくにフランスの歴史と地理、農業と園芸の基礎教育、工業の基礎知識と工場訪問、衛生教育、商業簿記、住民票・行政文書・市町村会計の作成、体育、器楽と歌唱が含まれていた。他方では、1866年７月２日の政令によって競争試験による入学者選抜が復活している[18]。

（２）ポール・ベール法の争点

1876年に議会で共和派が多数派になった時、男子師範学校は80校あったが、女子師範学校は10校程度しかなかった。したがって女性教育が優先的に取り上げられることになった。女性教員は女子修道会の修練所か私立の師範講座（約60あった）で主に養成されていた。ポール・ベール法案審議ではまだ修練所は議論の対象とならず、問題となったのは主に「師範講座」であった。師範講座とは教員養成のための特別な講座のことであり、一種の寄宿学校（pensionnat）が師範講座を受講する一定数の生徒を、県あるいは国の奨学生として受け入れる形になっていた。修道女が経営するケースが多く、この点が共和派から攻撃の対象とされた大きな要因であったが、他にも大きな問題を抱えていた。本稿の対象からは外れるが、たとえば、講座を規制する包括的な法規はなく、講座の女性校長はたいていの場合、知事と交渉し、司教によって受け入れられた契約に拘束されていたにすぎなかった[19]。

各県に男女の師範学校の開設を義務付けた通称ポール・ベール法案の審議の主要な論戦を読むと、論点は師範学校を設立してまで女子初等教員の水準を引き上げる必要性を認めるか、否かにあったことがわかる。共和派は数字を挙げて具体的に女子師範学校を各県に設立して女子教員の質を向上させる必要性を論じた。これに対して、右派、カトリックの議員は修道院の排除が真の狙いだと論じて、そうした意図はないという政府側の答弁にはぐらかされるか、それとも巨額の財政負担の必要性に疑問を呈する程度であった[20]。

たとえば、1879年３月17日の下院で発言したグラニエ・ド・カサニャック（Granier de Cassagnac）は女子学校の教員は過剰であると論じ、「知的、道徳的面で、法案は初等学校、とくに女子学校の教員を相当程度、能力開発する（développer）ことを目指している」と師範学校を増設すれば教員の質が上がることを暗に認めながら、それは「観念的改革、理屈の上での進歩」にすぎないと述べ、次のように付け加えた。

> 文法、地理、歴史、数学を無理に学ばされた若い男性にむかって、「子どもを石工にしなさい」とは言えない（左派からどよめき）。エリートの教育を、卒業後に着任する社会の女性が受ける教育の平均よりも、あえて言えば、ずっと高い教育を受けさせられた若い女性にむかって「子どもをお針子にしなさい」とは言えない（右派から、いいぞ、いいぞの声。左派からどよめき[21]）。

このように、女子教員の質向上に右派、カトリック議員は消極的、ないし後ろ向きであった。

7月30日、上院で検討委員会委員長のフェルイア（Ferrouillat）が「あなたたちは師範講座を保持する手段を持っている。法に従って師範学校に変えればよい」と逆提案したが、これには耳を貸さなかった。また、フェルイアは外国との比較を行い、法律は「フランスをヨーロッパの協調の外へ出してしまってはいけない……［中略］……フランスは多くの国家と比べ遅れをとっている」と論じ、公立師範学校という定式がアメリカ合衆国まで広がっていると強調した[22]。共和派はグローバル・スタンダードを満たし、国際競争に打ち勝つ国家戦略から教員養成の充実を訴えたが、右派の議員からこれに代替する国家戦略が語られることはなかった[23]。

師範学校の教員は、公立学校の教員から修道士、修道女を排除した1886年の法律を待たずに、徐々に世俗化した。キリスト教学校修士会は1879年の時点でカンペール、オーリアック、ルーアンの三つの師範学校を経営していたが、1880年に放棄した[24]。

第2章　初等教育の危機と1905年の改革

（1）19世紀－20世紀転換期の師範学校改革

ポール・ベール法可決後、ジュール・フェリーは師範学校改革に取り組んだ。学校の規律改革については次の章に回し、この章ではカリキュラムの改革を中心に見ておくことにしよう。まずフェリー改革によって生まれた初等学校では一般教養が重視されるようになった。この時期の代表的な教育学者であり、キャリアの最後には視学総監にもなったガブリエル・コンペイレは、一般教養はもはや中等教育や高等教育の特権ではなくなり、「初等学校の存在理由」となるだろうと述べている[25]。ラプレヴォトによれば、この発展は質的な見直しをともなった。問題とされるのは知的教育の質であり、より多くのことを知ることだけではなく、今までとは異なる方法で知り、学び、考え、行動し、さらには生活することが大切であった[26]。

初等教育の再定義に伴って、第一に師範学校で獲得すべき知識のプログラムが拡大した。教科のリストに、フランス文学の初歩、代数計算の基礎知識、そして選択科目で一つあるいは複数の外国語が付け加わった。初等教員の教養をできる限り限定することはもはや問題にならなくなった。教科のリストが増えただけでなく、獲得すべき基礎知識も大きく広げられた。第三に、良きキリスト教徒の育成が教育目的から消え、宗教教育は必修科目から外され、さらに1883年1月9日の政令で施設付聖職者の職とともに廃止された。それに代わって道徳・公民教育が校長によって教えられることになった。第四に、共和国の市民育成という重大な使命を与えられた初等教員はとくべつに有能でなければならなとされ、ペダゴジー（pédagogie）の面での陶冶が強化された。1881年7月29日の政令によってペダゴジーが教科となり、教育の諸原理、学校の歴史、教育方法と技法（procédés）、教育法規に関する知識が与えられた[27]。

それまで師範学校教師の正式な呼称はmaîtres adjoints（直訳すれば「助教」）であったが、教える知識量が増えたため、師範学校にもprofesseurの職を創設し、特別の適性証明証を設けることになった（1880年6月5日の省令）。ところが、師範学校は初等教育の次元に属しており、そこで教えられるのは「中等の」教養と区別されて「「初等の」教養（culture «primaire»）」であるから、国立中等学校であるリセ（lycée）の教師は師範学校で教鞭をとるべきではないとさ

れていたので、別個に師範学校教師養成機関が必要になった。そこで1880年に女子師範学校の教員養成のためにフォントネイ＝オ＝ローズ（Fontenay-aux-Roses）に女子高等師範学校、同様に1882年に男子師範学校の教員養成のためにサン＝クルー（Saint-Cloud）に男子高等師範学校が創設された。高等師範学校の教員は中等ないし高等教育の教員からリクルートされたが、生徒は師範学校の優等生から選抜された。こうして初等と中等二つの次元の教育を隔てる壁は強化された。さらに、師範学校の教育費の無償化によって高等初等学校生徒が競争試験を受験するのが促進され、師範学校生徒は高等初等学校の中の優等生から構成されることになった。師範学校は初等教育という建物の梁を支える中心部分、初等教員を養成する「るつぼ」となったが、それはまた民衆の子どもにとっては初等の次元の中で昇進する手段でもあった。1879年法に続く数年のうちに法規が整えられ、師範学校生徒には基礎免状と上級免状の取得が義務付けられた[28]。

（2）「初等の危機」

ところが、師範学校改革は順調に進んだとは言えなかった。1886年11月20日の通達によって師範学校入学試験の受験資格が変更され、最低年齢が16歳に引き上げられ、基礎免状取得が条件となった。これで生徒の質は良くなったが、受験者は減少した[29]。さらに、兵役免除の特権の廃止（1889年）が加わり、男子師範学校受験者数は減少の一途をたどった。1880年に師範学校を受験した生徒は男子5,326人、女子1,278人だったのに、1893年には女子は3,325人と増加したものの、男子は2,582人と半分以下に減っていた[30]。これを見て「初等の危機（péril primaire）」だとして、師範学校批判が高まっていった[31]。

教員養成方法についても職業陶冶の軽視が批判されるようになった。サン＝クルー校とフォントネイ校で養成された教員の師範学校への配置によって授業の学問的要請の水準が向上した。だが、「壇上から教え込まれる」講義の増大、書きとらせる授業の濫用、生徒が修得困難な文学的、科学的な理論的知識の集積が嘆かれた。上級免状のレベルも並行して難しくなり、徐々にバカロレアを倣うようになった。上級免状準備におしつぶされて、生徒は個人的な教養（culture personnelle）に没頭する余裕がないと批判された。こうした批判は、20世紀初め、おそらくは体制の安定化によって、師範学校についての新しい考え方が現れていたことと関係していた。ニックによれば、価値観の普及と態度の訓練の場としてよりもむしろ一つの職業への養成の場として考えられ始め、徐々に優先順位が逆転していき、初等教員の職業的能力の質向上への配慮が関心の的となったのである[32]。

（3）1905年の改革

カリキュラム改革検討委員会の提案に基づいて出されたのが1905年８月４日の省令である。1905年の改革の基本は、これまでの慣行とは反対に、一般陶冶と職業陶冶を年次によって二つに分けることにあった。一般教育（instruction générale）のカリキュラムは最初の二年間に縮減され、生徒は二年の終わりに上級免状試験を受験した。三年次は個人的な一般教養と職業陶冶から構成された。個人的な一般教養は、生徒の批判的精神を発達させ、個人的探求への関心

を惹起させ、時代が直面する大問題に通暁させるものでなければならなかった。生徒はノートをとり、報告資料を作成し、関心のある問題にとりくむように訓練された。だが、三年次の基本は職業訓練にあり、ペダゴジーと学校制度の分析に関する理論的講義の他、生徒自身の発表、模擬授業、教師が用いた教育方法・技法の批判的検討、実習学校での最低二カ月の実習などからなっていた。生徒は順番で各週にコンフェランス（conférence）をしなければならなかった。コンフェランスとは「この目的のために連れてこられた子どもに対して行われる授業、教育方法あるいは規律の問題での討論、学校関係の図書、書かれた宿題の検討と批評、もしくはペダゴジーの文献の一節の、解説つき読解」（省令13条）であった[33]。要するにゼミナール形式の授業が導入されていたのである。

三年次の終わりに、修了試験が行われた。修了試験はペダゴジーの問題（大学区区長が決めた主題リストの中から試験の二カ月前に生徒がテーマを選び論文を作成する）に関する論文（travail écrit）、附属学校生徒に対する一回分の授業（師範学校の教科からくじで選ばれた教科を一つ）、クラスの編成、学校のプログラム、教育方法・技法、とくに「志願者によって提出された論文」に関する口頭試問からなっていた。この新しい編成によって師範学校は二つに区分され、最初の二年間の教育が行われる施設で行われる教育はコレージュやとくに高等師範学校に似たものとなり、職業陶冶と個人的一般教養の施設（三年次）の生活と規律はかなり自由となり、高等教育に近い雰囲気となった。生徒自身も師範教育の修了試験に提出する研究を「学位論文（thèse）」と呼んでいた[34]。

1905年の改革に対する批判的意見については、1904年10月の『教育学雑誌』に掲載されたフランシスク・ヴィアルの論文「初等教員の一般教養と職業準備教育[35]」が参考になる。ヴィアルは高等師範学校ユルム校を卒業し、当時はリセのラカナル（Lakanal）校教授であり、1901年刊の『中等教育と民主主義』の中で統一学校を支持する議論を展開していた[36]。

ヴィアルは1905年に実施されることになり、当時は議論の段階であった改革の方向性、とくにペダゴジー重視に対して次のように疑問を呈している。「初等教育は、20年前から、すばらしいペダゴジーを行って」いるが、「良いペダゴジーもあれば」、「はびこり、牛耳り、「すべてを解決しよう」と望んで、結局、すべてを「かきみだし」かねない「悪いペダゴジー」もあり、「まさに後者が師範学校に導入されようと試みられているのではないか」と警告する。そして、ペダゴジーは今や「科学」となったと主張する当時の高等教育局長リアール（Louis Liard）を批判して、ペダゴジーは「初等教育では、控えめな召使の役割を果たすべきである」と述べている。ヴィアルによれば「初等教員にとって、教えることは」「絶えず創意を働かせて、好奇心を目覚めさせ、努力を引き起こし、魂全体を刺激することである」が、これができるのは「生まれつきの適性であり、それを補う最良の手段は、師範学校で職業的準備をすることではなく、一般教育を強化することである」。初等教育を施すためには、深い専門的知識は必要ではなく、子どもに教えもしない化学、文学、外国語を将来の教師が学ぶ必要はないという議論があるが、この議論は誤りであり、「どんなに基礎的で、どんなに単純なことでも、それを教える教師にはかなり確実で広い知識が必要である」と論じている。

第３章　「初等と中等を隔てる壁」

（１）マセの師範学校廃止論

ヴィアルの論文の直後、1904年12月にアルフレッド・マセ（Alfred Massé）の公教育予算案検討委員会報告が出される。これは、師範学校の廃止とバカロレアを取得した生徒を募集して職業陶冶を行う施設による代替を提案した最初の公式報告であった[37]。マセの報告の一カ月前の11月14日、下院の初等教育予算の審議の時に、シャルル・デュモン（Charles Dumont）が、師範学校における中等教育の教授による教育を認める提案をしていた。これによって初等と中等との「隙間のない隔壁（cloisons étanches)」を打ち壊そうというのである。「初等の知性(esprit primaire)」を「広げ」、「柔軟」にする必要があった[38]。デュモンがこの請願を表明したのは二度目であり、議会では拍手喝采を受けた。だが、公教育大臣は従わず、師範学校にはペダゴジーによる教育のために養成された特別の教師が必要であると答えた。

ところで、初等と中等の間の壁は最初から隙間がなかったわけではなく、19世紀半ば以降に隙間がなくなっていったのである。七月王政初期のブルターニュの師範学校入学者には中等教育機関のコレージュや神学校から転学者が珍しくなかったが、ギゾー法以降、1830年代末から40年代になると主に師範学校出身教師によって教えられている高等初等学校が師範学校生徒の主要な供給源となっていた[39]。教師についても同様で、1833年の体制ではリセの教員も師範学校で教えることがあったが、その後、内容の高度化を避けるために、師範学校から排除されている。ところが、師範学校の教育水準を上げるために1874年２月21日付でリセの教授が物理学・自然科学を、師範学校で教えることを許可する通達が出された時、師範学校解体が狙いではないかと強く反対したのは共和派であった。そして先述のように、二つの高等師範学校を創設し、師範学校の教授養成を行うことによって、中等教員に頼らなくても高度な学問知識の教育が可能になり、初等と中等の壁は一層浸透困難になっていた[40]。このように共和派はそれまで初等と中等の壁を是認し、その隙間をなくそうと努めていたのである。

デュモンの質問に対する大臣の答弁は急進共和派を満足させなかった。12月に、公教育予算案検討報告のなかでマセは、数年前から新聞、雑誌、議会の報告で議論されていた「初等の危機」を取り上げ、初等教員は「初等の教養」を持つべきであるという考えに反対した。この考えは、1880年代には、初等教員が教えなければならない民衆に近いと初等教員が感じるために必要であったが、今日では危険になっている。というのは初等教員をブルジョワから分離し、後者の特権に異議申し立てをするようになるからである。他の急進共和派と同様に、マセは多くの初等教員が社会主義に同調しているのを懸念していた。初等教員はブルジョワから見下されているが、リセで教育を受けていないため、余計そうなっている。師範学校は未来の教師にその他の若者が受けるのとは異なる教育を与えているために、社会にとって真の危険となっている。「なぜこのように若者を隙間のない壁で隔てられた区画（compartements étanches）のなかに閉じ込めるのか」とマセは問いかける。そこでマセは師範学校を廃止し、初等教員の養成を中等教育か高等教育に任すよう提案した。この措置によって経費も浮くし、とくに「共和国に道徳的恩恵」を与えることになる。俸給の引き上げを合わせて行えば、これによって初等

教員の社会的評価も上がるし、志願者も増え、「初等の知性」と「初等の危機」という最も重大な二つの危険が解決されるだろう[41]。

1905年の改革は一般教養の支持者から異議申し立てを受け、師範学校廃止を望むより急進的な反対論も抑えることができなかった[42]。多くの者は、1905年の案では、最初の二年間は高等初等学校やリセと同様に一般教養の免状を準備する理論的陶冶の時期にすぎなくなってしまうと警告した。

マセは1905年10月2日付の『シエクル（*Siècle*）』紙に「師範学校」と題する論文であらためて師範学校の廃止を主張した。この論文は『総便覧』に転載されている（1905年10月28日号）。このなかでマセは、初等教員を次のように批判する。

> しばしば初等学校教師はこう批判される。そしてその批判は謂れのないことではない。すなわち、実生活では性格が教条的であり、意志薄弱な人に対して大きな影響力をふるうことができるが、意見を同じくする人々からさえ共感されないことがあると批判される。ものごとを批判的にとらえるセンス（sens critique）を欠いており、心をそそられる側面ばかりに気を取られ、同時に欠陥のある側面を認識できないとも言われる。

ちょうど、1902年の通称レイグ（Leygues）改革によって改革でラテン語のない課程が中等教育に導入されたばかりであった。マセはこれを活用してリセの近代人文学教育をほどこすべきであると論じる。そうすれば、初等教育は「子どもの心情を陶冶し、知性を発達させることができるようになるであろう」。師範学校生徒はリセで他の生徒とは別の「特別なセクションを構成」することになるかもしれないが、それでも「すくなくとも中等教育の教師によって教育され、彼らとは異なる教育を受け、その考え、着想、ものの見方も彼らとは同じでない若者と日々接触するという利点をもつことだろう。」さらに、「学部があるいくつかの都市では高等教育の教授たちがペダゴジーの講義（conférences pédagogiques）を師範学校生徒のために組織」していることを挙げ、リセでも師範学校と遜色のない職業教育を施すことができると主張した。

こういうなかで、アルベール＝プチが、冒頭に引用した論説の中で、マセの提案を取り上げ、初等教員がますます反軍国主義的になっていると懸念を表明し、「社会主義の温床」となっている師範学校を激しく批判した。さらに保守派の雑誌『両世界評論』の「初等の危機」と題する論文の中で、師範学校に敵対的なカトリック知識人のジョルジュ・ゴヨーは、1905年のマセの公教育予算報告などをもとに師範学校志願者がなお減り続けているなどと、フェリー改革で生まれた学校の苦境を皮肉交じりに論評した。このように、論争は1905年から1906年にかけて拡大し、右派、とくに極右、なかでもアクシオン・フランセーズ（Action française）がこの論争を利用して師範学校を道徳的堕落と反愛国主義の学校だと攻撃した[43]

（2）廃止論の波紋

このように、急進共和派のマセが出した師範学校廃止論はにわかに政治化した。ユニヴェルシテ内部でも賛否両論の議論が沸き起こり、とくに初等教員の間では反対意見が強かった。『総便覧』では筆者の調べた限りで、マセの論文が転載された1905年10月末から翌年2月まで15本

の論文ないし記事でこの問題を取り上げている。

この時に歴史家のアルフォンス・オーラール（Alphonse Aulard）も急進共和派の有力地方紙、『デペーシュ・ド・トゥールーズ（*Dépêche de Toulouse*）』に寄稿している。この論文は『総便覧』1906年1月27日号に転載されているので、それをかいつまんで紹介しよう。オーラールは次のように論じている。マセが言うとおり、「師範学校の古い教育体制は寿命が尽きており、閉鎖的な神学校、寄宿舎、監禁の制度は民衆を教える将来の教師の精神を誤らせ、狭くする危険がある」。「だが、リセの体制は師範学校生徒の職業準備には不適格である」。というのは「リセの教師が一般に初等教育の教師を養成できる状態」になっておらず、しかも「ペダゴジーの方法については、現在の初等教育は中等教育よりもかなり進んでいる」からである。そもそも「初等教育の基本的目的は市民の養成である」が、「中等教育のカリキュラムが目指しているのはこの陶冶ではない」。オーラールは、具体的には師範学校の数を減らして大学区に男女の師範学校一校ずつとし、「すべての初等学校教師が大学の学生になり」、「自由にさまざまな学部で、公開講義であれ、閉鎖講義であれ、いくつかコースを選んで受講し、他方では師範学校でより特別なペダゴジーの、未来の職業により特別に適合した教育」を与えられるようにすればよいとした。こうすれば、大学は聴講生を得ることができ、「教授の聴衆はしばしば少ないし、多いときでも軽佻浮薄だから、そこに真面目な学生が付け加わることになり」高等教育を「活気づけてくれるだろう」。このように師範学校をリセではなく大学付属とすることを提案したのである。

（3）ヴィアルとビュイッソンによる擁護論

だが、リセに師範学校生徒を移転させる案は、理念だけでなく実際の上でも大きな問題を抱えていた。1905年の改革を批判したヴィアルであったが、1906年2月号の『教育学雑誌』では師範学校を擁護してマセの廃止論を論駁している。ヴィアルはまず歴史的に見て、師範学校を今のところ維持すべきであるとした。ヴィアルは1810年以降の師範学校の歴史を振り返り、マセの議論は、1849年にチエールが繰り広げていた非難を、形を変えて、蒸し返しているにすぎないとした。また、9,400人もの師範学校生徒をリセに転学させるとクラスや教員の増加が必要になり、その上に職業教育を組織するために師範学校のかなりの数の教員を維持しなければならないから、リセでの初等教員養成は予算の節約にならないと反論した。

さらに、ヴィアルは、師範学校生徒をリセのどのセクションにいれればよいのかと問いかける。初等学校で16歳になるまですごしたのだから、ラテン語のないセクションD（外国語－科学）しか入れないだろう。ところが、セクションDでは教員養成の職業教育に適さないし、一般陶冶にも役立たない。しかも習得した外国語は、村の学校でなんの役に立つのか。結局自分の境遇に不満を覚え、現体制に反抗するようになる生徒を生み出すだけではないのか。「初等学校とリセが統合される日はいつか来るであろう」が、その日はまだ遠いのだと、結論を下している。

1904年からの論争を事実上締めくくり、師範学校擁護の論陣を張ったのがフェリー改革の時の初等局長で、マセの友人でもあったフェルディナン・ビュイッソンであった。ビュイッソンは『総便覧』2月10日号に「マセ＝オーラール・プラン」と題する論文を公表した。彼は初等

教員を彼らが日ごろ生活している民衆文化から切り離して、リセでブルジョワジーの文化の見てくれを与えようとしているのを非難した[44]。マセによるリセ無償化の提案に理解を示し、初等、中等、高等教育の「隙間のない隔壁」は将来なくなるであろう、と展望を示したうえで、次のように述べている。

> 初等教員、文法のアグレジェ、歴史や数学のアグレジェ、デッサンの教師などは、階層的にどの職種が上でどの職種が下になるかなどと分類すべきものではないが、職務は異なり、したがって必要とされるコンピテンスは異なっている。教員のコンピテンスあるいはペダゴジーの上での権威を構成するのは一般教養と、専門化された才能あるいは知識の獲得である。初等教員も、同じ時代と国の「教養ある」人々と共通の「一般教育（instruction générale)」をまず第一に受ける必要がある。さらにその職業の必要に応じた、専門的な教育を受ける必要がある。だから、技師、弁護士、建築家、教授志望の若者と同じ条件で初等教員志望の若者を学ばせるべきであるというマセの議論は正しい。

だが、「最初に共通の一般教養を受けた後で、初等教員になるための職業教育を受ける」施設は、改革が必要であるが、リセよりも師範学校が良いだろう。「ところが、マセの提案を補うように、オーラールの提案が現れた」。「オーラールによれば、教育の科学と技法（art）は大学に相応しい場所」をもっており、将来の初等教員は「文学部教授の指導を受けるペダゴジーを専攻する学生」になればよいと論じている。

残念ながら、現状はそれからほど遠い。マセもオーラールも、民主主義にこうした広大な地平を発見する点では間違っていない。理想を現実にするには多くの歳月を必要としないであろう。当座のところ、とくに払いのけなければならない危険から目をふさぐことはできない。ある種の新聞・雑誌が推奨する方向で師範学校に手をつけることは、単に「過失」で済む話ではなく、「裏切り行為」になるだろう。マセもそれに気づいて自己弁護をいち早くしている。あるいは何から始めるかを考え直し、「中等教育の民主化」を先行させるべきだという結論に達している[45]。それは我々の結論でもある。

第４章　規律、団体精神、階級意識

（１）「世俗の神学校」から「世俗化された神学校」へ

保守派や穏健共和派と同様に、急進共和派のマセも初等教員、特に師範学校生徒の間への社会主義の浸透を恐れた。1849年にチエールは「団体精神」の発展は寄宿制をとる師範学校で「遺憾極まりない結果」をもたらしたと論じた[46]が、それとほぼ同じ理屈で師範学校は批判されたのである。

それでは師範学校の実際の規律や外界との関係はどうなっていたのであろうか。寄宿舎での共同生活を原則とした師範学校の規律はかなり厳しく、「世俗の神学校」などと称された。ただし当初から寄宿制が通例であったわけではない。たとえばレンヌ校を除いてブルターニュ地方

の師範学校の多くは開設時に寄宿制をとっていなかった[47]。ところが、1838年以降、師範学校への統制が強まり、寄宿制が原則となった[48]。さらに第一章で指摘したように、1848年の革命直後、社会主義の影響を遮断するために、外部の環境からの隔離が強められ、規律が強化され、修道院的な性格が強化された。教師が寄宿舎に寝泊まりして生徒を絶えず監視できるようにし、生徒も寄宿舎に入ることが義務付けられたのである[49]。

厳格すぎる師範学校の規律の緩和は共和派による教育改革の一部であった。1881年7月29日の政令によって、一定の規律の緩和が行われた。寄宿制が原則であることは変わらなかったが、半寄宿生や通学生が認められた。生徒間および生徒と外部との接触は増加していった。生徒はもはや検閲も受けずに郵便を受け取ることができるようになった。休暇も拡大した。さらに、公教育大臣は先に引用した1884年2月7日の大学区区長宛ての通達の中で、三年後には教師になって子どもの教育に責任を負わねばならない若者をリセやコレージュの生徒のように生徒を常時監視下に置くのは「説明できない矛盾」であるとし、師範学校の内規の緩和を求めた。そのうえで、生徒のすべての行動を上から監督するのではなく、校内の管理の一部を生徒自身の自主的な管理に任すように促している。そして「学校の生徒間の連帯（solidarité）は教育者が持ちうる、そして持たなければならない最大の力の一つである」と論じている。そして生徒全体を、共同寝室を含めて、内規の実施に関わらせて責任を持たせるように勧告している。解題によれば、この通達は監視を一部廃止し、各学年ごとの団体精神と生徒間の連帯の促進を図ったものであった。さらに1905年の改革によって、三年次の規律はかなりリベラルとなり、ほとんど高等教育のような雰囲気になったという[50]。

このようにして規律は緩和されたはずであるが、それでも今日から見るとかなり厳しく見える。ダルコスはそれでもゆっくりと僧院のような体制は崩れていき、悪名高い「世俗の神学校」から「世俗化された神学校」に変化していったと評価している[51]。

リセやコレージュの寄宿舎と師範学校の規律のどちらが厳しかったかは、対象となっている生徒の年齢、階層、受けている教育目的が異なるので一概には言えない。1884年2月7日の通達が指摘しているように、せいぜい一つの寄宿舎に50人、60人しかおらず、年齢も16歳から20歳までで、競争試験によって選抜され、同じ職業を志望する若者が寝起きした師範学校の寄宿舎と、寄宿生活になじむのがまだ困難な十歳前後の子どもも含み、出自も将来の希望も多様な何百人もの生徒を収容したリセの寄宿舎とを同列に扱うのは誤りであろう[52]。

寄宿舎の生活が厳しかったにもかかわらず、中等教育と大きく違うのは、師範学校卒業生の回想録や証言では母校での教育への感謝の念が中心で、師範教育や寄宿舎生活への批判や不満がほとんど出てこないことであろう。ダルコスは師範学校卒業生の証言、回想録を読むと、学校での生活の困難や苦痛の指摘はあるものの、一致して三年間の学校生活を称賛していることに驚かされると述べている。ジャック・オズフは、その理由の一つとして家族が払った犠牲や、教師になることを勧めてくれ、入学試験の準備教育をしてくれた初等学校時代の恩師など周囲の人々の援助、協力を強く意識しているためであろうとしている[53]。

ダルコスはもう一つの理由として、まだ生まれたばかりの共和国建設の使命感と、師範学校を卒業したばかりの教師の使命感がうまく一致していたことを挙げている[54]。制服や書籍の購入など師範学校に入るための支度金はかなりの額になり、一家の負担になったが、寄宿費を含めて学費は無償であった。様々な便宜をはかった共和国に対して、師範学校生徒が恩義を感じ、

国民教育に使命感を抱いたのは自然の成り行きであろう。

（2）団体精神と連帯意識

ポール・ベール法案審議のなかでフェリーは、師範学校は「そのなかで連帯意識、団体精神を育成し、教育的指導の統一性を広げるのに唯一適している」と述べていた[55]。実際に、1884年の政令以降、公教育省は、規律の自由化を進めると同時に、生徒間の連帯精神の育成をうながした。これは、中等教育の規律の自由化に数年ほど先立っており、しかも、中等教育の規律改革にはなかったことであるが、校内の規律の維持に生徒を関与させ、三年生の生徒が生徒監（surveillant）になることも認めている[56]。ブルターニュ地方のサン＝ブリュク師範学校の内規の第一条では「師範学校生徒の生徒総監督（surveillant général）は、教授がいない場合、とくに自習室と共同寝室の秩序を維持し、あらゆる状況で行動を指揮する責任を負う」とあった[57]。

もう一つ指摘しておきたいのは、師範学校擁護論には、民衆の子どもは民衆のことをよく知り、ブルジョワ的価値観に染まらない民衆出身の教師によって教えられるべきであるという考え方（「初等の教養」）が行政のなかでも支配的であったことである。フェリー自身もポール・ベール法案審議の際に、「５人か６人の民衆の貧しい奨学生の娘」［国か県の奨学金を得ている師範講座の女子生徒］が別の授業を受ける「50、60、あるいは100人の、将来社交界に出ていくことになる女性」に交じって生活する寄宿学校が、民衆の子どもを教える教員を養成する場所としてふさわしいのかと論じていた[58]。20世紀初頭の師範学校廃止論争の際にも、中産階層やブルジョワの子どもが学ぶリセは民衆向けの教育を行う教員養成には相応しくないと論じられた。たとえば、『総便覧』に寄せられた投書には次のように書かれていた。

> 私は次のように内心では思いながら、マセ氏の計画に拍手喝采するような考えが誰かに浮かばないように望みたいものである。
> 「初等学校教師はあまりにも民衆に近すぎる。出自と教育、不安定な生活によってあまりに近く民衆につながっている。彼らを別の社会的環境で養成しよう。リセでなら、知らず知らずのうちに、彼らはブルジョワ的精神をもつことになるだろう[59]。」

また、別の投書は、次のように述べている。「現状のままで、もしリセにその責任を負わせれば、リセはおそらくブルジョワジーのための初等学校教師を養成するだろうが、決して民衆のための教師を養成しないであろう[60]。」

他方、師範学校を批判する側は、階級的な閉鎖性を問題にし、中等教育、あるいは高等教育との交流によって、偏狭な階級的精神から解き放ち、国民的な機関にしなければならないと考えていた。たとえば、先述の論文の中でオーラールは次のように、師範学校を大学の付属施設にする効用を説いていた。

> 科学に身を捧げた男女の学生の中で、真の友愛の中で、批判的精神の徒弟修業の中で、百科全書的なディシプリンの多様性の中で、未来の初等学校教師が生活するのは有益でかつ心地よいことであろう。知性と心情を解き放ち自由にし、広げることができる大学生活

しかない。あらゆる偏狭なセクト的精神、ファナティズム、憎しみに満ちた偏見から守るために大学生活よりすぐれた場所はない。

（3）「教員友の会」と教員組合運動

師範学校廃止論が共和派の内部から起こった1905年前後は、友の会という親睦団体が明確に同業者の利害を擁護する職業団体へと変化した時期に当たっていた。教員の職業団体や組合運動の研究は本稿の主たる課題ではないので、やや古くなるが、ジャック・ジローの研究に従って第三共和政初期の発展の歴史を大まかな形で示しておくにとどめておきたい。初等に限らず、中等教育、高等教育でも教員集団は、1848年から1880年までの間、教員はその他の公務員以上に厳しい監視下におかれていた。初等教員の団体としては、師範学校卒業生の「友の会(amicales)」などのOB会が1860年代から1880年代にかけて各県に生まれている。友の会の組織は行政の援助も受けて第三共和政期に発展し、1901年には「フランスおよび植民地の初等教員友の会全国連盟」が成立した[61]。

さらに初等教員の組合の全国組織が誕生し、CGTへの加盟が問題になり、ジョレス派の社会主義への接近が見られた[62]。1905年から1912年にかけて、いくつかの県では、教員組合が誕生した。1905年7月13日、「フランスおよび植民地の初等教員組合全国連盟（La Fédération nationale des syndicats d'instituteurs et d'institutrices de la France et des colonies、略称(F.N.S.I.)」が結成された。地方によっては友の会の本部が労働取引所の建物にあったので、友の会と友の会連盟のなかで、友の会から組合に組織替えすることが問題になった[63]。そしてジョレスが創刊した社会主義の新聞『ユマニテ（*L'Humanité*）』1905年11月24日付けに組合活動を行っている133人の署名入りの初等教員のマニフェストが掲載されるにいたった。署名した初等教員は「初等教員集団の自律」は組合結成によってしか十全に実現できないと主張し、さらに「政治的干渉に無力な行政的権威を組合の力によって代替しようと決心した」。そして「組合と組合を通して生徒の親と付き合うことよりも「肉体労働の高貴さ」を教える良い方法」はなく、「民衆の知的道徳的必要をもっともよく知り、したがってカリキュラムと教育方法を作成できるのは労働組合とコンタクトをとり、協力することによって」であるとして、「労働取引所への加入とCGTへの加盟」を望んでいた。署名した教員の筆頭にはセーヌ県師範学校卒業生の会(Normaliens de la Seine) 会長の名前があり、署名した133人の初等教員のうち59人は42のユニヴェルシテ県評議会の代議員であり、そのなかには県評議会議長で、同時に最高評議会のメンバー、多様な友の会の幹部の名前が含まれていた[64]。

宣言の署名者は団結権を求めたが、ストライキ権まで要求しなかった。にもかかわらず、ビュイッソンには相当なショックであったようだ。『総便覧』1906年1月20日号に掲載された論説の中で、ビュイッソンは「大勢の署名者はずっと以前から教員集団のエリートに属している者として私が知っているおり、近くで仕事ぶりをよく見てきた人たち」であると述べている。だが、「正規のアソシアシオン、選ばれた団体の中で、まだ決着のついていない争点について、その団体の幹部の意見と、さらには政府の意見とも公然と闘おうとする初等学校教師のこのような権利主張が起こったのは、これが初めてである」とし、宣言の署名者は組合という言葉にこだわり、実質的に彼らがすでに既存の制度の枠組みの中で、組合と実質的に同じ機能を果たす

団体を有している事実を忘れていると批判した。とくにCGTを、「アナーキスト、直接行動の支持者、つまるところ、粗暴な輩、あるいは痴呆症患者」と罵倒し、その「腕の中に身を投じるものだ」と署名者を批判した。

ビュイッソンは、初等教員、しかもそのなかのエリート教員の自律の要求に驚き、当惑した。それでも、初等教員を共和国につなぎとめるために、彼らの要求に理解を示し、「ユニヴェルシテの組合運動はまだはっきりしない概念」であり、「新しく大胆で、危険な観念」であるが、必ずしも誤った観念ではないとし、性急に非難しないように、と論文の末尾を締めくくっている。

おわりに

最後に教員養成の問題に戻ると、師範学校廃止論が出てきたのは、初等教員の知識・教養の水準を引き上げていった結果であった。だが、師範学校卒業生を筆頭に、初等教員の集団は団体精神を強め、さらには階級意識の覚醒につながっていった。『総便覧』に掲載された初等教員の論文や投書を読めば、教育水準の向上と、中等教育や高等教育にはまだ欠如していたペダゴジーに基づく職業教育を通じて、初等教員が中等教員に対する劣等意識をかなりの程度払拭し、共和国の市民を育成する使命感と相まって強い自負を抱いていることがわかる。

単線型の教育制度を構築しようとする「統一学校」あるいは「統合教育」を支持する運動は19世紀末にビュイッソンら急進共和派によって始められ、社会主義者も別のモデルを提示しながらも、その理念を共有していた。だが、最近の研究によって、20世紀初頭には社会主義者の中で賛否が分かれるようになったことが明らかにされている。貧富の別なく同じ学校に通うようになると、富裕な家の子どもが金銭によって貧しい子どもを支配しようとするのではないかと、危惧されたのである[65]。

マセやオーラール、さらにはこれに同調して師範学校廃止を求めた中等教員、大学教授は、社会主義、反軍国主義が浸透していた初等教員を、再び国民統合の事業にひき戻そうとした。それはまた中等教育、高等教育の指導の下、学問的権威の下に初等教育を置くことを意味しており、フェリー改革によって聖職者からの独立を果たし[66]、さらに学問・知識水準の向上によって自信を深め、職業的、階級的利害に目覚めた初等教員からの反発を招くことになったのである。

マセの提案は結局死文化した。マセ自身も、『総便覧』1906年1月6日号では師範学校廃止よりも中等教育の民主化が先であると、最初の提案を後退させた。統合教育を一貫して支持したビュイッソンであるが、政教分離法をめぐって国論が二分される中、共和国防衛を優先する必要から、友人のマセをたしなめ、職業的、さらには階級的利害に目覚め、行政からの自律化を強める初等教員を批判しながら、その意向に配慮したのである。

最後に、その後の師範学校改革と師範学校廃止論について触れておこう。1905年の改革ではペダゴジーの役割の比重を高め、中等教育との差異化を図り、一般教養における劣位を補おうとした。たが、この改革はいく分無理がある改革であった。ヴィアルが批判したように一般教養が不十分であっただけでなく、職業陶冶も一年だけでは不十分と批判されたのである。第一次大戦後に行われた調査で師範学校の機能不全が浮き彫りになり、1920年の改革で1887年の組織に戻ることになった[67]。そして、1920年代には、統一学校の運動とともに、再び師範学校廃

止論が復活するのである。

注

1）近代日本教育史料研究会編『教育刷新委員会教育刷新審議会』岩波書店、第1巻、1995年、436頁。

2）A. Albert-Petit, «La propaganda antipatriotique», *Journal des Débats*, 2 et 3 janvier 1906.

3）平野千果子「「ラヴァルのヴィシー」と世俗的教師」『史林』77巻1号、1994年1月参照。

4）Rebecca Rogers, «La place de la religion ans la formation des enseignantes religieuses et laïques en Fance avant les années 1880», in Jean-François Condette (éd.), *Éducation, religion, laïcité (XVIe-XXe s.): Continuités, tensions et ruptures dans la formation des élèves et des enseignates*, Lille, Institut de Recherches Historiques du Septrion/Université Charlers-de-Gaulle/Centre de Gestion de l' Édition Scientifique, 2010; Sara A. Curtis, *L'enseignement au temps des congrégations (1801-1905)*, Lyon, Presses Universitaires de Lyon, 2003.

5）谷川稔「司祭と教師――一九世紀フランスの農村の知・モラル・ヘゲモニー」谷川他著『規範としての文化――文化統合の近代史――』平凡社、1990年、ミネルヴァ書房、2003年

6）前田更子「フランスにおける公教育と宗教の関係性をめぐる試論――19世紀半ばのカトリック系女子初等師範学校・師範講座の例から――」『日仏教育学会年報』第19号、2013年3月。

7）カーティスは、「俗人教師以上に陶冶されていた」と述べながら、「ずっと数の少なかった師範学校出身教師を除いて」と留保条件をつけており、師範学校が教員養成機関として優れていたことをに認めている。ロジャーズは論文の目的をポール・ベール法案審議における公教育大臣「ジュール・フェリーの言葉を確認することでも、打ち砕いたりすることでも」ないとしている。Rebecca Rogers, *op.cit.*, pp.89-90; Curtis, *op.cit.*, p.72.

8）1878年創刊の教育専門誌。1882年7月15日号から国立の教育博物館（Musée pédagogique）の公式機関誌となった。http://www.inrp.fr/edition-electronique/lodel/dictionnaire-ferdinand-buisson/document.php?id=3241

9）1830年に創刊されたフランスで最初の初等教育専門紙を受け継いで、1832年に当時の公教育大臣ギゾーによって創刊された公式の教育新聞。アシェット（Hachette）社が出版元となり、他の教育専門紙の内容を受け継ぎながら、1863年11月から週刊紙となっている。http://www.inrp.fr/edition-electronique/lodel/dictionnaire-ferdinand-buisson/document.php?id=3121

10）シャルル・ペギー（Charles Péguy）の表現。«L'Argent», les *Cahiers de la Quinzaine*, 1913, p.31.

11）Jacques Ozouf et Mona Ozouf, *La République des instituteurs*, Paris, Seuil, 1992, p.104; Xavier Darcos, *L'école de Jules Ferry 1880-1905*, Paris, Hachette, 2005, pp.77-79.

12）ナポレオン時代に設立された公教育行政機関。同時に大学も含めて公立学校の教職員団体でもあった。

13）Christian Nique, *L'impossible gouvernement des esprits: Histoire politique des écoles normales primaires*, Poitiers, Nathan,1991, pp.82-83.; Maurice Gontard, *La question des écoles primaires de 1789 à 1962*, Toulouse, CRDP, 1975, pp.26-27.

14）Cf. Christian Nique, *L'impossible* ..., p.49.

15）Nique, *L'impossible...*, p.86, 150; Condette,*op.cit.*, pp.80-88; Marcel Grandière, Rémi Paris et Daniel Galloyer (textes rénies par), *La formation des maitres en France 1792-1914: Recuils de textes officiels*, Lyons, INRP, 2007, pp.104-110.

16）*La Commission extraparlemtaire de 1849: Texte intégral inédit des procès verbaux*, introduction par Geroges Chenesseau, Paris, J. De Gigord, 1937, pp.263-264; Nique, *L'impossible...*, pp.108-109, 114-115; Gontard, *op.cit.*, pp.54-55.

17）Nique, *L'impossible...*, p.121; Gontard, *op.cit.*, p.64; Condette, *op.cit.*, p.93.

18）Gontard, *op.cit.*, pp. 74-78; Condette, *op.cit.*, p.97.

19) Condette, *op.cit.*, p.103; Gontard, *op.cit.*, pp.80-81.
20) Cf. Gontard, *op.cit.*, pp.94, 99.
21) *Journal Officiel* [以下*JO*と略す], 18 mars 1879, pp.2168-2169; *Discours et opinions de Jules Ferry*, t. III, publiés avec commentaires et notes par Paul Robiquet, Paris, Armand Coln, 1895, pp.10-19; Gontard, *op.cit.*, p.93.
22) *J O*, 31 juillet 1879, p.7807.
23) なおロジャーズは、師範講座について「国家は視察・監督する権利 [droit d'inpection] を行使した（ジュール・フェリーが1879年に主張したのとは反対に)」と書いている。だが、ポール・ベール法案審議ではフェリーは、監督の困難さを指摘しているが、ユニヴェルシテが師範講座を視察し、指導する権利を行使していない、とまでは述べていないように思われる。Rogers, *op.cit.*, p.94; Ferry, *Discours*, t. III, p.42.
24) Gontard, *op.cit.*, p.108.
25) Gabriel Compayré, *L'éducation intellectuelle et morale*, Paris, Librairie Classique Paul Delaplane, 1908, p.11; Gilles Laprévote, *Splendeurs et misères de la formation des maîtres: Les écoles normales primaires en France 1879-1979*, Lyon, Presses Universitaires de Lyon, 1984, p.37.
26) Laprévote, *op.cit.*, p.38.
27) Nique, *L'impossible...*, pp.150-152; Gontard, *op.cit.*, pp.105-106.
28) Nique, *L'impossible...*, pp. 154-155; Gontard, *op.cit.*, pp.108-109.
29) Gontard, *op.cit.*, pp.112-113. 初等教育免状は、基礎免状 (brevet élémentaire) と上級免状 (brevet supérieur) の二種類があった。
30) Léon Armagnac, «Du recrutement des écoles normales et du personnel enseignant :pléthore ou pénurie?», *Revue pédagogique* (以下*RP*と略), tome 23, octobre 1893, p.299.
31) Nique, *L'impossible...*, p. 161.
32) *Ibid.*, pp.159-160; Gontard, *op.cit.*, p.113.
33) Gontard, *op.cit.*, pp.113-114; Condette, *op.cit.*, pp.141-142. 省令の本文はGrandière et al., *op.cit.*, pp.561 et suivantes を参照のこと。
34) Condette, *op.cit.*, p.141; Gontard, *op.cit.*, p.114. 省令の本文はGrandière et al., *op.cit.*, pp.561 et suivantes を参照のこと。
35) Francisque Vial, «La culture générale et la Préparation professionnelle de l'instituteur», *RP*, t.45, no.10, 15 octobre 1904, pp.313-330.
36) Francisque Vial, *L'Enseignement secondaire et la démocratie*, Paris, Albin Michel, 1901, pp.45-50.
37) Nique, *L'impossible...*, p. 160.
38) *J O*, 16 novembre 1904, séacne du 15 novembre 1904, p.2480; Nique, *L'impossible...*, p. 162.
39) Nicolas, *op.cit.*, 30-33.
40) Gontard, *op.cit.*, pp.84-85; Grandière et al, *op.cit.*, pp.244-246, 461-462.
41) Nique, *L'impossible...*, pp. 163-166.
42) *Ibid.*, p.166.
43) Georges Goyau, «Le péril primaire», *Revue des Deux Mondes*, cinquième période, LXXVIe année, 31e volume, janvier-février 1906; Condette, *op.cit.*, p.145.
44) Ferdinand Buisson, «Le plan Massé-Aulard», *Manuel Général* (以下*MG*と略す), Tome X LII, No. 19, 10 Février 1906; Condette, *op.cit.*, p.145.
45) マセは『総便覧』1906年1月6日号に寄稿し、師範学校廃止よりも中等教育の民主化が先であると弁解している。
46) *La Commission extraparlementaire*, p.264; Nique, *L'impossible...*, p.109.
47) Gilbert Nicolas, *Instituteurs entre politique et religion: La première génération de normaliens en Bretagne au 19e siècle*, Rennes, Apogée, 1993, p.101.

48) Grandière et al., *op.cit.*, 258. 1880年3月2日付の通達につけらけた編者による解題。
49) Nique, *L'impossible...*, p.121; Gontard, *op.cit.*, p.64; Condette, *op.cit.*, pp.93.
50) Grandière et al., *op.cit.*, pp.297, 387-391; Gontard, *op.cit.*, pp.106-107, 114.
51) Darcos, *op.cit.*, pp.84-85; Nique, *L'impossible*, p.150.
52) Grandière et al., *op.cit.*, p.387.
53) Jacques Ozouf, *Nous les maîtres d'école: Autobiographies d'instituteurs de la Belle Epoque*, Paris, Almard Colin, 1973, pp.81-82.
54) Darcos, *op.cit.*, pp.88-89.
55) Jules Ferry, *op.cit.*, t.III, p.45.
56) Laprévote, *op.cit.*, pp.20-21.
57) Cité par Emmanuel Laot, *Les Huissards bleus de Bretagne*, p.22-23, in Darcos, *op.cit.*, pp.79-80.
58) Jules Ferry, *op.cit.*, t.III, p.43.
59) *Manuel Général* (以下*MG*と略), Tome XLII, No..11, 16 décembre 1905, p.122.
60) *MG*, Tome XLII, No..11, 30 décembre 1905, p.147.
61) Jacques Girault, *Instituteurs, professeurs, une culture syndicale dans la société française (fin XIXe-XXe siècle)*, Paris, Publications de Sorbonen, 1996, pp.98, 107.
62) Girault, *op.cit.*, pp.108-109.
63) *Ibid.*, *op.cit.*, p.110.
64) *L'Humanité*, 24 novembre 1904; Girault, *op.cit.*, p.123.
65) Frédéric Mole, *L'école laïque pour une République sociale: Controverses pédagogiques et politiques (1900-1914)*, Rennes, Presses Universitaires de Rennes/INRP, 2010, pp.262-270, 279-283.
66) 谷川稔、前掲論文参照。フェリー改革以前、初等教員がカトリック教会に助手として扱われていたのは谷川氏の研究以来、日本でも周知となっている事実である。別の人間に人格的に従属した者が子どもの教育者として果たしてふさわしいであろうか。だが、ロジャーズとカーティスはこれを不問に付している。
67) Gontard, *op.cit.*, p.114.

本稿は平成26年度～平成28年度日本学術振興会科学研究費基盤研究（C）（一般）「日本およびフランスの高等教育改革に関する比較研究」（研究代表者 白鳥義彦 研究課題番号26381129）による研究成果の一部である。